

とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和解内容

甲

乙 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

上記当事者間において、運転免許の取得可能年月日の誤通知により生じた損害の賠償について、次のとおり和解する。

- 1 乙は、本件に関して過失があったことを認め、本件による一切の損害賠償金として、甲に対し総額217,128円の支払義務があることを認める。
- 2 乙は、沖縄県議会の議決があった日から2か月以内に、損害賠償金を甲に支払う。
- 3 本件和解は、沖縄県議会において和解及び損害賠償の額の決定について議決を得たときに効力を生ずる。
- 4 甲と乙は、本件に関し、以上に定めるもののほか何らの債権債務のないことを確認する。